

もくてき
目的

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進すること。

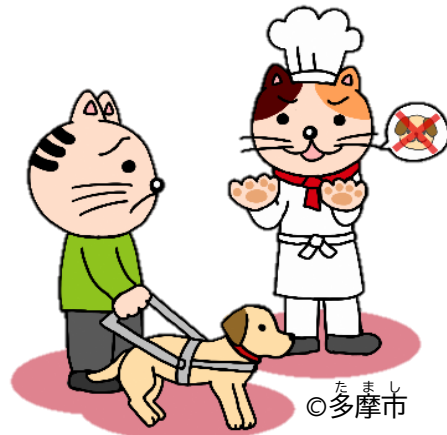
ないよう
内容

行政機関や民間事業者に対し、「不当な差別的取扱いを禁止」し、「合理的配慮の提供」を求める。

ふとう さべつてきとりあつか

不当な差別的取扱いとは

障害を理由として、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりするような行為。



ごうりてきはいりよ ていきょう

合理的配慮の提供とは

障がい者から社会的障壁の除去を必要としてい
る旨の意思表示があった場合に、その実施に伴う
負担が過重でないときに、社会的障壁を除去する
ための必要かつ合理的な取り組みを行うこと。
このときに、障がい者の意見を聞き、負担が重く
対応できない場合は別の方法を提案するなど、
話し合いによって双方の理解に努めること（＝
建設的対話）が重要とされる。

しょうがいしゃさべつかいしょうほう ねんごみなお ろんてん ほうこうせい 障害者差別解消法の3年後見直しの論点と方向性

① 差別の定義・概念について

○法に差別の定義・概念を明確化すると、条約より解釈が狭まる、定義に当てはまらないことは差別ではないと捉えられる、解釈の違いによる混乱が生じるなどの懸念があり、慎重な検討を要する。

○基本方針等において、間接、複合、関連差別や障がいのある女性や子ども等への差別など様々な事例を示し、伝えていくべき。

○国及び地方公共団体において、具体的な相談事例の蓄積等をすすめるべき。

③ 相談・紛争解決の体制整備について

○差別の解消は、建設的対話による解決が肝要であり、紛争に至る前段階での相談体制の充実が重要である。

○国と地方公共団体の役割分担（例：市町村は最も身近な相談窓口を担う等）や効果的な連携、相談窓口や事案の取扱いの流れを分かりやすく示す取組等が検討課題である。

○相談・紛争の事案を事前に防止するため、事業者の内部規則の見直し等の環境整備について明確化し、取組を促すべきである。

② 事業者による合理的配慮の提供について

○事業者の合理的配慮義務化については、建設的対話の促進や事例の共有、相談体制の充実等を図りつつ、障害者権利条約との整合性も踏まえながら検討すべき。

○建設的対話を適切に行うべきであること、障がい者等は社会的障壁を解消するための方法を分かりやすく相手に伝えること、障害特性による配慮が重要であることを基本方針等で明確化すべき。

○合理的配慮の内容は多様かつ個別性の高いものであるため、事業者からの相談に応じる体制整備や、事例の収集や共有、情報提供を更に行うべき。

④ 障害者差別解消支援地域協議会について

○都道府県が市町村に対して他の市町村の取組に関する情報提供を行うべき。

○複数の地域協議会の間での情報共有や助言その他の支援・連携について検討すべき。

とうきょうとしょうがいしゃさべつかいしょうじょうれい
 東京都障害者差別解消条例について（平成30年10月施行）

ポイント

- ①合理的配慮の提供について、民間事業者にも「義務」とした（解消法では「努力義務」）。
- ②紛争解決の仕組みをつくり、あっせん・勧告・公表を行えるようにした。
- ③広域支援相談員（障がい者・関係者だけではなく、民間事業者からの相談にも応じる）を設置した。

	しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法		とじょうれい 都条例
	ぎょうせいきかん 行政機関	みんかんじぎょうしゃ 民間事業者	ぎょうせいきかん みんかんじ 行政機関・民間事 業者
ふとう さべつてきとりあつか 不当な差別的取扱い	きんし 禁止	きんし 禁止	きんし 禁止
ごうりてきはいりよ ていきょう 合理的配慮の提供	ぎむ 義務	どりょくぎむ 努力義務	ぎむ 義務

ぎむ い しょう しゃ もと はいりよ だめ ふたん おも
 義務と言っても、「障がい者に求められた配慮をそのとおりにできなかつたらダメ」というわけではなく、負担が重くて
 たいおう ばあい だいたいあん さぐ そうほう りかい けんせつてきたいわ ひつよう
 対応できない場合は、代替案を探る／双方が理解しあうために、建設的対話をする必要があります。
 ごうりてきはいりよ ここ しょう しゃ たい じょうきょう おう じっし ふとくていたすう しょう しゃ
 また、合理的配慮は個々の障がい者に対してその状況に応じて実施されるものであり、不特定多数の障がい者を
 たいしょう おこな かんきょう せいび ごうりてきはいりよ べつもの どりょくぎむ
 対象として行われる「環境の整備」については合理的配慮とは別物で、努力義務とされています。

多摩市障がい者への差別をなくし共に安心して

暮らすことのできるまちづくり条例について（令和2年7月施行）

ポイント

①差別の定義を規定【第2条】

・本条例では、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を差別としています。

②合理的配慮の提供は行政・事業者ともに義務化（都条例と同じ）【第7条】

・合理的配慮を行うべき場面として、不特定多数の人が利用する施設や交通サービスを提供する場合、商品の販売やサービスを提供する場合など、14の場面を規定するとともに、合理的配慮を提供するにあたり留意することを規定しています。

③差別の解決のために申立制度を整備し、勧告・公表を規定（都条例と同じ）【第12条】

・申立てを受け市長が助言・あっせんを行った場合に、差別を行った側が正当な理由なく従わないときは、勧告及び公表をできるようにしています。

④障がい者差別解消支援地域協議会の設置【第13条】

・差別解消支援地域協議会を設置し、助言・あっせんの内容や、差別を解消するために必要な取組みなどについて協議を行います。

⑤共生社会の実現に向けた基本となる施策を規定【第14・15条】

・障害や障がい者への理解促進のため、市だけでなく、障がい当事者を含む市民・事業者も一緒に取組を行っていくことなどを規定しています。